

令和3年3月8日

解体工事業の登録を申請された企業 各位

契約監理課

令和3・4年度建設工事入札参加資格に係る解体工事業の申請
について（通知）

建設業法等の一部を改正する法律（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条の規定に基づき、解体工事業の技術者要件に関する経過措置が令和3年3月31日をもって終了します。

そのため、経過措置対象となる技術者を営業所の専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合、令和3年3月31日までに、建設業の許可行政庁に対し、有資格者区分の変更届の提出が必要です。

つきましては本市の令和3・4年度入札参加資格審査申請において、解体工事業の登録を申請された企業におかれましては、令和3年4月1日以降に解体工事業の営業所の専任技術者が技術者要件を満たすことを確認するため、下記のいずれかの方法により、書類の提出をお願い申し上げます。

なお、提出期限までに提出がなかった場合は、令和3・4年度の高松市入札参加資格者名簿において、解体工事業での登録はできなくなりますので御注意ください。

記

- 1 提出部数 1部
- 2 提出期限 令和3年3月19日（金）
- 3 提出方法 <窓口持参>
高松市役所8階 契約監理課
<郵送での提出>
送付先
〒760-8571
高松市番町一丁目8番15号
高松市財政局契約監理課工事契約係
<電子メールでの提出>
送付先
keiyakukanri@city.takamatsu.lg.jp
※ メール の 件名 に【専任技術者証明書】と記載してください。
※ メールアドレスの入力誤りにご注意ください。
- 4 提出書類 専任技術者証明書（様式第8号）（写し可）
※ 許可行政庁の受付印があるものに限ります。
※ 申請する営業所における解体工事業の専任技術者が経過措置対象者（技術者コードにアルファベットが含まれるもの）である場合、解体工事業の登録はできません。

お問合せ先 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市財政局契約監理課（8階）工事契約係 電話 : 087-839-2511 FAX : 087-839-2537 Eメール : keiyakukanri@city.takamatsu.lg.jp
